

令和元年 8 月 22 日



協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約 3,940 万人、うち長野支部では約 65 万人が加入しています。

ジェネリック医薬品の使用割合は 76.6% (全国第 10 位)
～対前年同月比は鈍化傾向～

全国健康保険協会(協会けんぽ)では、ジェネリック医薬品の使用により加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいます。長野支部のジェネリック医薬品使用状況の特徴は以下の通りです。

- 平成 30 年度の使用割合は 76.6%、支部別全国順位は 10 位タイ。
- 平成 29 年度から使用割合は 5.1 ポイント上昇し、全国の伸びと同水準。
- 平成 30 年度の月別推移では、使用割合は着実に向上しているものの伸びは鈍化し、年度後半の全国順位は下降傾向。
- 44 歳未満の年代で長野支部平均を下回っており、特に 5～9 歳の使用割合が低い。

協会けんぽでは、平成 30 年度から協会けんぽの加入者および事業主の皆様の取組が反映される「インセンティブ(報奨金)制度」を導入しました。この制度は、5 つの評価指標に基づいて協会けんぽ 47 支部をランキング付けし、上位 23 支部はインセンティブにより健康保険料率が引き下げられるものです。インセンティブ制度の評価指標の1つが「ジェネリック医薬品の使用割合」であり、当年度の使用割合と前年度からの上昇幅で評価することから、上昇幅の鈍化は評価に大きく影響することとなります。

協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、1ヶ月分の自己負担軽減可能額等をお知らせしています。平成 21 年度からスタートしたこの事業により、お知らせをお届けした方のうち、概ね 4 分の 1 の方がジェネリック医薬品に切り替えており、これまでに約 1,310 億円(長野支部は約 21 億円)の医療費軽減効果が表われています。

引き続き、皆様のご協力をお願いいたします。

【添付資料】

- ・ジェネリック医薬品使用割合について
- ・ジェネリック医薬品軽減額通知について

【お問い合わせ先】

〒380-8583 長野市南長野西後町 1597-1 長野朝日八十二ビル 8 階
全国健康保険協会長野支部 企画総務グループ 沢戸・渡辺
TEL:026-238-1251 FAX:026-238-1257

ジェネリック医薬品使用割合について

1. 支部別のジェネリック医薬品使用割合順位と2020年9月の目標

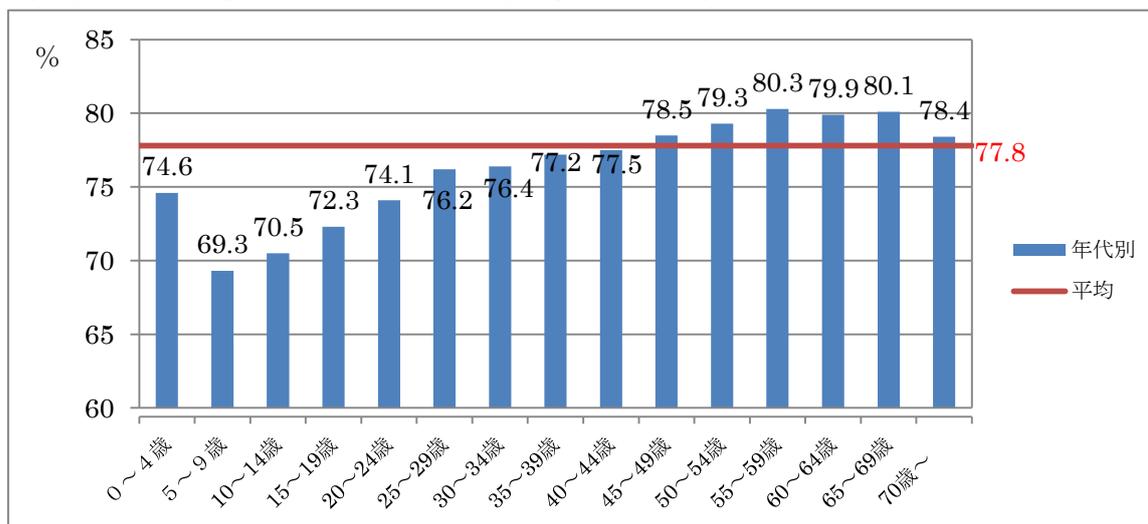
平成 29 年度			平成 30 年度			2020 年 9 月※	
全国		69.3%	全国		74.4%	全国	80.0%
1	沖縄	81.4%	1	沖縄	85.4%	沖縄	87.0%
2	鹿児島	76.3%	2	岩手	80.7%	岩手	83.9%
3	岩手	75.5%	2	鹿児島	80.7%	鹿児島	83.9%
4	青森	73.1%	4	山形	78.3%	山形	82.4%
4	山形	73.1%	5	宮城	78.0%	宮城	82.2%
6	宮崎	72.8%	6	宮崎	77.8%	宮崎	82.0%
7	宮城	72.7%	7	青森	77.7%	青森	82.1%
8	島根	72.1%	7	佐賀	77.7%	佐賀	82.0%
8	佐賀	72.1%	9	島根	77.4%	島根	81.8%
10	北海道	71.6%	10	長野	76.6%	長野	81.4%
11	長野	71.5%	10	北海道	76.6%	北海道	81.4%
11	長崎	71.5%	12	長崎	76.5%	長崎	81.2%

※「骨太の方針 2017」において、国の目標が2020年9月までに80%以上とされたことを踏まえ、協会けんぽ(全国)が80.0%となるよう各支部の実績に応じて支部ごとに目標を定めたもの。

2. 平成 30 年度長野支部ジェネリック医薬品使用割合 月別推移

	30.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	31.1月	2月	3月
使用割合 (%)	74.3	74.8	75.4	75.6	75.6	76.1	76.4	76.8	77.2	77.4	77.8	78.0	77.8
対前年比	—	+4.5	+5.2	+5.1	+5.9	+5.8	+5.5	+6.1	+5.7	+5.2	+4.5	+4.0	+3.5
全国順位 (位)	10	10	10	10	10	10	10	10	11	12	13	11	14

3. 長野支部年代別ジェネリック医薬品使用状況(平成 31 年 3 月分)



ジェネリック医薬品軽減額通知について

1. 令和元年度実施概要

通知件数	約705万件(内、長野支部約9.5万件)
通知書の送付月	1回目 令和元年8月23日、2回目 令和2年2月
通知対象医薬品	慢性疾患(リウマチ・喘息)、生活習慣病(糖尿病・高血圧症)の治療薬をはじめとする長期間(14日以上)継続して服用することが考えられる医薬品。但し、がん治療薬、精神疾患治療薬、HIV治療薬、ジキタリス製剤を除く。
通知対象年齢	18歳以上の加入者
軽減可能額基準(医科)	500円以上
軽減可能額基準(調剤)	50円以上

2. 平成21年度から29年度までの実施結果

	送付者数(のべ)	切替者数(のべ)	切替率	軽減効果額累計
全国	26,318,485人	7,174,585人	27.3%	約1,310億円
長野支部	391,414人	108,590人	27.7%	約21億円

※平成21年度から平成29年度までの9年間の累計。算出方法は通知1回あたりの軽減額(月)×12か月を積算したもの。